



消 第 1 1 3 9 号
平成 2 8 年 3 月 1 日

一般社団法人宮城県LPガス協会長 殿

宮 城 県 総 務 部 長



伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について(依頼)

本県の産業保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙写しのとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から要請がありましたので、御承知願いますとともに、貴会会員に対し周知願います。

担当	消防課産業保安班 菊地(浩) 浪岡
電話	022-211-2377
FAX	022-211-2398



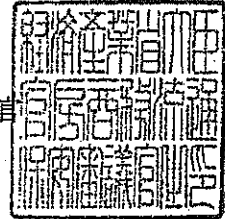
経済産業省

20160222商局第1号

平成28年2月26日

宮城県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

平成28年5月26日及び27日に伊勢志摩サミットが開催されるとともに、平成28年4月から9月にかけて、関係閣僚会議が我が国各地で開催される予定です。これに伴い、平成28年2月1日付け警察庁丙備発第21号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、貴職におかれては、高圧ガス、石油等を取り扱う事業者に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 高圧ガス、石油等に係る重要施設（以下「施設」という。）における自主警備体制

- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視



- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1. の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. 各国首脳、閣僚等の来日期間中は、サミット等開催場所周辺地域における大規模工事等を自粛するとともに、ドローン等小型無人機の使用を避けること。

4. 高圧ガス、石油等の管理徹底等を行うこと。

(1) テロリストに利用され得る高圧ガス、石油等を取り扱う施設においては、高圧ガス、石油等の管理を徹底すること。

(2) 高圧ガス、石油等の紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上



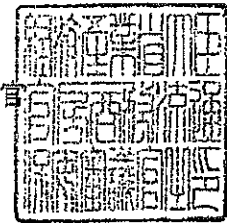
経済産業省

20160222商局第1号

平成28年2月26日

官城県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

平成28年5月26日及び27日に伊勢志摩サミットが開催されるとともに、平成28年4月から9月にかけて、関係閣僚会議が我が国各地で開催される予定です。これに伴い、平成28年2月1日付け警察庁丙備発第21号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、貴職におかれては、液化石油ガス販売事業者等に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 液化石油ガスに係る重要施設（貯蔵施設等。以下「施設」という。）における

自主警備体制

- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視



- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1.の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. 各国首脳、閣僚等の来日期間中は、サミット等開催場所周辺地域における大規模工事等を自粛するとともに、ドローン等小型無人機の使用を避けること。

4. 液化石油ガスの管理徹底等を行うこと。

(1) テロリストに利用され得る液化石油ガスを取り扱う施設においては、液化石油ガスの管理を徹底すること。

(2) 液化石油ガスの紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上



警察庁丙備発第21号

平成28年2月1日

経済産業省大臣官房長 殿

警察庁警備局長

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

伊勢志摩サミット等につきましては、首脳会議が5月26日及び27日に三重県志摩市賢島において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、外務大臣会合が4月10日及び11日に広島市において、農業大臣会合が4月23日及び24日に新潟市において、情報通信大臣会合が4月29日及び30日に高松市において、エネルギー大臣会合が5月1日及び2日に北九州市において、教育大臣会合が5月14日及び15日に倉敷市において、環境大臣会合が5月15日及び16日に富山市において、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間つくば市において、財務大臣・中央銀行総裁会議が5月20日及び21日に仙台市において、保健大臣会合が9月11日及び12日に神戸市において、交通大臣会合が9月24日及び25日に軽井沢町において、それぞれ開催されます。

伊勢志摩サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃やドローン等小型無人機を使用したテロ等への対応が重要な課題となっていることに加え、極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件等の発生を未然に防止するために万全の対策を講じる必要があります。

さらに、昨年11月にフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場等が標的となって多数の犠牲者等が発生したところであり、いわゆる「ソフトターゲット」への対策の重要性が改めて認識されております。

警察では、伊勢志摩サミット等参加国首脳等の身の絶対安全と諸行事の円滑な遂行を確保し、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

経済産業省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会議・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及びドローン等小型無人機の使用の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 関係機関に対する交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制に向けた指導
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及び連絡体制強化の要請
- 2 重要インフラ事業者等に対するサイバーセキュリティ対策の強化の要請
- 3 生物剤、化学兵器又は爆発物の原料となり得る化学物質等を保有し、又は取り扱う事業者等に対する保管及び管理の徹底の要請
- 4 小型の航空機及び無人航空機の製造事業者に対する機体管理強化の要請
- 5 サミット等開催場所周辺における緊急走行時の110番通報の要請
- 6 遊園地、ショッピングモール等のソフトターゲットに対する警戒強化の要請
- 7 エネルギー大臣会合における自主警備体制の強化と会合運営受託業者に対する適切な要請